# 京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例 (仮称) の制定に関する 市民の皆様の主な御意見と御意見に対する本市の考え方

○ 条例の趣旨についておおむね賛成いただいた方(41通)の主な御意見

#### ① 対象候補建築物について(29件)

#### 市民の皆様の主な御意見 御意見に対する本市の考え方 ○対象候補となる建築物の数を拡大するこ 本条例は、景観的、文化的に特に重要なもの とを検討してほしい。(21件) として景観法や文化財保護法などの法令等に より位置付けられた木造建築物について,特例 的に建築基準法の適用を除外し、その代わりに 伝統的な木造建築物に適した安全性等を確保 ○建築基準法の適用除外は特例的に行うべ する規定を設け、保存及び活用を図ろうとする きであり、条例の対象となる建築物は、 もので、対象候補となる建築物はおおむね500 限定すべきである。(3件) 件程度を想定しています。 なお,本条例の対象とならない京町家等の木 造建築物についても,今後,現行の建築基準法 ○対象となる建築物がわかりにくい。 の下で可能な建築行為について整理し,市民の (5件) 皆様に分かりやすくお伝えするとともに,安全 性を確保しつつ、保全・再生を可能とする制度 の整備に努めてまいります。

#### ② 所有者等に対する支援・周知について(28件)

② 所有者等に対する支援・周知について(28件)	
市民の皆様の主な御意見	御意見に対する本市の考え方
○条例の制定とあわせて, 京都市が技術的,	本条例の活用に当たり,本市職員による技術
体制的、財政的な支援を行うことを検討	的なサポート等を行うだけでなく, 伝統的な木
してほしい。(19件)	造建築物に関わる設計・施工等の技術者の皆様
	と連携を図り、所有者・居住者が本制度を活用
	しやすい環境づくりに努めてまいります。
	また,本市の京町家等の耐震診断士派遣事業
○保存活用計画のひな形等を公表してほし	や耐震改修助成事業、景観重要建造物等の修
い。(3件)	理・修景助成制度等を積極的に活用していただ
	くことにより,所有者の皆様の費用負担は軽減
	されると考えております。
	なお, 本条例の制定後, 保存活用計画の作成
	例をお示しするなど、本制度の普及に努めてま
	いります。

# 市民の皆様の主な御意見 ○条例が積極的に活用されるよう、所有者 や実務者等に対して効果的な周知を行っ てほしい。(6件) の所有者に直接働きかけるなど、周知を行って まいります。 また、伝統的な木造建築物の改修等を行って おられる実務者の方々にも、周知徹底してまい ります。

#### ③ 手続面について (16件)

<b>ま足の</b> 影様の主な御音目	御音目に対する大士の老さ士
市民の皆様の主な御意見	御意見に対する本市の考え方
○現状変更の許可や維持管理報告などの手	現状変更の許可手続については、対象となる
続については,所有者に対して過度の負	木造建築物の保存と活用を両立するために必
担とならないようにしてほしい。	要な手続であると考えていますが,所有者の方
(11件)	に対して過度の負担とならないよう配慮して
	まいります。
	また、木造建築物の性能を継続して維持する
	ためには定期的な点検及び修繕が重要である
	という観点から,定期報告は必要であると考え
	ていますが、その一方で、所有者の方に対して
	定期報告が過度の負担にならないよう,十分配
	慮してまいります。
○本条例の手続については,悪用されるこ	本条例では、対象となる木造建築物の保存及
とがないように、しっかりと規定するべ	び活用を図るために、建築基準法の手続に代わ
きである。(5件)	る必要な手続として,中間検査,完了検査,違
	反の場合の措置等を規定する予定です。

#### ④ 保存活用計画について(13件)

市民の皆様の主な御意見	御意見に対する本市の考え方
○保存活用計画の安全性に関する内容につ	保存活用計画の作成に当たり, 伝統的な木造
いては、伝統的な構法に適したものとし、	建築物の設計者や施工者など,実務者の方々か
設計者や施工者の考えを反映できるよ	らの安全性等の向上に関する提案については、
う、ある程度の弾力性を持たせるべきで	積極的に対応してまいります。
ある。(10件)	
○所有者等の変更等に伴う保存活用計画の	時代の変化や所有者の変更に伴い, 建築物の
変更についても対応できるようにするべ	使い方も変わることが予想されますので,保存
きである。(3件)	活用計画の変更が可能となる仕組を設ける予
	定です。

#### ⑤ 安全性の確保について(11件)

市民の皆様の主な御意見	御意見に対する本市の考え方
○趣旨や目的には賛成するが、現行の建築	本条例では、景観的、文化的に特に重要な木
基準法が担保する安全性等を十分に踏ま	造建築物について,建築基準法の適用を除外す
えた制度としてほしい。(8件)	る代わりに, 伝統的な木造建築物に適した方法
	で構造上・防火上必要な安全性を確保し、将来
	にわたって健全な状態を維持する仕組を設け
	ることとしています。
○安全性と保存のどちらを優先するのかを	本条例により, 伝統的な木造建築物に適した
明確にしてほしい。(3件)	安全性等を確保するとともに,保存及び活用を
	促進し、その両立を図ることで、京都の景観を
	構成し,生活文化を色濃く伝える伝統的な木造
	建築物を将来にわたって継承することができ
	ると考えております。

# ○ 条例の趣旨について賛成いただけなかった方(2通)の主な御意見

#### 制度の必要性について(2件)

一門及の必安住について(2仟)	
市民の皆様の主な御意見	御意見に対する本市の考え方
○建ぺい率等が超過している既存不適格建	周辺環境に対する影響が大きい増築につい
築物については当然増築できないと考え	ては認められませんが,生活上必要な水廻り部
るが、そうなると制度自体にあまり意味	分の小規模な増築など、周辺の市街地環境に対
がないのではないか。(1件)	して支障がないと認められる場合は,本条例を
	適用することができると考えております。
○数少ない対象建築物の改修を救済するた	本条例の対象である景観的,文化的に特に重
めに、わざわざ条例を制定する必要があ	要な木造建築物は、京都の景観を構成し、生活
るのか疑問である。(1件)	文化を色濃く伝える重要な要素です。
	本条例により,これらの建築物を将来にわた
	って継承することは、歴史都市・京都のまちづ
	くりにおいて意義があるものと考えておりま
	す。

### 〇 その他(4通)の主な御意見

# ① 制度の目的・意義について(2件)

市民の皆様の主な御意見	御意見に対する本市の考え方
○制度があいまいなので, その目的や意義	本条例の目的は、伝統的な木造建築物に適し
等についてもう少し明確にする必要があ	た安全性等を確保し、その価値を踏まえた保
る。(2件)	存・活用を図ることにより、京都の景観を構成
	し,生活文化を色濃く伝える伝統的な木造建築
	物を将来にわたって継承することです。
	今後とも、市民の皆様に本条例の意義や目的
	について、分かりやすくお伝えするよう努めて
	まいります。

# ② 不動産の情報公開について(1件)

市民の皆様の主な御意見	御意見に対する本市の考え方
○不動産売買時にトラブルにならないよ	不動産の売買等でトラブルにならないよう
う, 本条例の登録を受けた建築物である	にするため、登録した建築物及び敷地の概要を
かどうか等について情報開示を行う等の	公告するとともに,市役所窓口にて登録を受け
配慮が必要である。(1件)	た建築物の概要を縦覧するなど, 必要な情報を
	公開できる仕組を設ける予定です。